

※ゴシック体が文章、丸ゴシック体が意見等。

NO	場所(資料1)	現状及び指摘	指摘者・事務局の修正(案)と方向性の(案)	場所(修正後)
1	第1章 P2 1(2) 15行目	現在、人権侵害の被害者を救済する法律制定には至っていませんが、人権が尊重され多様性を認め合える社会づくりをめざす取組が進められています。  前述の解消三法を受けた文か？ 前段落の人権教育・啓発推進法受けての一文か？ どちらにせよ、唐突感がある文章なので、この文の前に一文補ったほうがよいと考える	以下の(案)に修正。 様々な人権課題の差別解消を目的とした法律の制定がされたものの、人権侵害の被害者を救済する…	第1章 P2 1(2) 下から3行目
2	第1章 P2 1(2) 下から2行目	令和2(2020)年10月に企業活動における人権尊重の促進を図るため「ビジネスと人権に関する行動計画」が策定され、SDGsの達成に寄与することが期待されています。  「ビジネスと人権に関する行動計画」が策定された、の後に、「人権デューデリジェンス」について追記してはどうか。	以下の(案)に修正。 ～促進を図るため「ビジネスと人権に関する行動計画(2020～2025)」が策定され、企業における「人権デューデリジェンス※」の促進や、SDGsの達成に寄与することが期待されています。 ※企業の事業活動における人権侵害行為の調査、予防または対応策を講じること	第1章 P3 1(2) 下から5行目
3	第1章 P3 (3)	大阪府障害者差別解消条例の記載を入れるべき。	(3) 10行目に以下の(案)を追加。 平成28(2016)年4月には、「障害者差別解消法」の施行にあわせ、「障がいを理由とする差別のない、共に生きる大阪の社会」をめざし、「大阪府障がい者差別解消条例」が施行されました。条例により、広域支援相談員の配置や「大阪府障がい者差別解消協議会」の設置など、相談及び紛争の防止又は解決のための体制整備が進められています。また、事業者による合理的配慮の提供を、大阪府において義務化するため、令和3(2021)年4月に条例の改正がなされました。	第1章 P4 1(3) 15行目
4	第2章 P6-11 1(1)	各人権課題に関する取組として、それぞれの課でこついった取組をしているという一覧になっているが、これがすべてでもないと思う。岸和田市としてやっているのはこれだけかと誤解を与えるかもしれないし、見た人があれもこれも抜けていると感じるかもしれない。表し方として工夫がいる。	「様々な人権課題に関する取組」を簡略化して掲載する。	
5	第2章 P6-11 1(1)	全体的に分量が多い。特徴などはまとめて記載し、詳細は後ろにまとめる方法もあるのではないか。		第2章 P7 1
6	第2章 P9 1(1)⑥	⑥被差別部落出身者の人権 ・差別事象への対応を入れるべき*全課に入れる。 ・同和問題教育 → 同和教育		
7	第2章 P11 1(1)⑩	脱字あり。 福祉政策課 2行目 徊高齢者→徘徊高齢者		
8	第2章 P11 1(3)①	～人権侵害が疑われる事案における庁内における協働及び連携  表現の修正が必要。	以下の(案)に修正。 ～人権侵害が疑われる事案についての庁内での協働及び連携	第2章 P7 1(1)①

NO	場所(資料1)	現状及び指摘	指摘者・事務局の修正(案)と方向性の(案)	場所(修正後)
9	第2章 P12-16 表	表の網掛けを外す。ここでは、年齢別の比較や接触頻度別の比較に重点が置かれている。網掛けがないほうが表の意味するところを理解しやすい。	指摘のとおり修正。	第2章 P9-13 2(2) 表
10	第2章 P12-13 2(2)①	<b>若い人たちの人権意識</b> 岸和田の特徴とも言える。自己責任論等々分析し、施策を考えるべき。	第5章の共通課題②「人権課題への理解を促し、行動につなげるための教育と啓発」及び④「人権課題に関する実態の把握と対応」に関する具体的な施策として、毎年作成する実施計画に反映。	-
11	第2章 P13 2(2)② 2つ目の●	文章を補足すべき。	以下の(案)を追記。 正答である3つのうち2つ以下しか選択しなかったり、正答の3つすべて、または部分的に選択したうえで、他の項目も選択した「部分正解者」は71.3%、正答の3つ以外の項目だけを選択した「不正解者」は10.3%でした。	P9 ② 2つ目の● 4行目
12	第2章 P13 2(2)② 末行	<b>今後の人権教育・啓発においては、憲法の基本的人権の学習が大きな課題といえます。</b> 「～憲法の基本的人権の学習が…」の「憲法」を削除。憲法に狭めるものではない。基本的人権の学習に加え、権利学習、権利の主体者教育の必要を入れるべき。	以下の(案)に修正。 今後の人権教育・啓発においては、基本的人権や権利理解のための学習機会の提供が大きな課題といえます。	第2章 P10 (2)② 下から2行目
13	第2章 P14 2(2)② 表	表と差し替える必要がある。ここでは、憲法の権利理解の高い人ほど人権意識が高いことを示す必要がある。	該当する表に差替。	第2章 P11 2(2)② 表
14	第2章 P15 2(2)③ 表	2つの表について、障害をもつ当事者が権利の行使を抑制していることを示す表になっていない。表の差し替えが必要。	該当する表に差替。	第2章 P12 2(2)③ 表
15	第2章 P16 2(2)④ 2行目	マイノリティについて正しく理解する、誤解や偏見を解いていく、あるいは誤解や偏見を批判する力をつけるといった教育や啓発が大切であるということが明らかになりました。 「性的マイノリティとの接触程度と人権意識」について、当事者との出会いや、フィールドワークなど現地に学ぶことの必要性を追記すべき。	以下の(案)を追加。 特に、当事者との交流の機会やフィールドワークなど、現地に学ぶことの必要性が強く示唆される結果となりました。	第2章 P13 2(2)④ 下から2行目
16	第2章 P17-26 3	個人の意見は公平性の担保ができないため計画への掲載は不似合ではないか。 団体名は明記	「3. 人権尊重のまちづくりに関するアンケートから見た課題」を簡略化して掲載する。	
17	第2章 P17-26 3	いただいた意見を箇条書きですらっと並べる必要はない。並べているだけでは読む側もどう後ろにつながるのかわかりづらい。整理したほうがいい。		
18	第2章 P24 ② 3つ目の●	・親子は一緒に暮らすことが子どもの幸せとは限らない。親が問題を抱えている場合は、かえって子どもの人権が侵されることがある。 子どもは家庭的な環境で育つべきだという考え方が、欧米では当たり前となっていて、日本の施設養育が問題視されているのは事実だが、市民団体から挙がってきた意見が、どういう意図で書かれたかはわからない。施設での養育を肯定的に捉えているようにも読めないこともない。アンケートから得た意見をそのまま挙げることにどういう意味があるのかも含め考える必要がある。		第2章 P14-15 3

NO	場所(資料1)	現状及び指摘	指摘者・事務局の修正(案)と方向性の(案)	場所(修正後)
19	第2章 P26 ⑧ 3つ目の●	掲載文章の工夫が必要。なぜ利用者が被差別部落出身とわかるのか?と読む側は捉えてしまわないか。		
20	第2章 P27 4(2)②	個人情報漏洩したり、個人情報を不正に取得するといった、情報社会ならではの問題がある。そういった記述を「社会情勢に基づく変化」<<課題>>とそれぞれに入れたほうがいい。	以下の(案)を追加。 ●社会情勢の変化 ・個人情報の漏洩や情報の売買等により、個人情報不正取得され悪徳商法等に利用されるなど、プライバシーに関する人権侵害事象が生じています。 ●課題 ・個人情報の重要性が認識され、人権が守られる社会づくりのために、一人ひとりが個人情報保護への意識を高めていくことが大切です。	第2章 P17 4(2)② 社会… 3つ目の● 課題 2つ目の●
21	第2章 P28 4(2)③ 下から1行目	・氏名の公表についてはプライバシーの観点から特別な配慮が必要です。 どういった場合の氏名の公表なのか、具体的に示す必要がある。	以下の(案)に修正。 ・行方不明者等の氏名の公表についてはプライバシーの観点から特別な配慮が必要です。	第2章 P17 4(2)③ 課題 3つ目の●
22	第2章 P28 4(2)④	「社会情勢の変化に基づく課題」として、性的マイノリティだけあるのはなぜか。市が特出して取り組んでいくと認識されるかもしれないが、よいのか。	該当項目を削除。	-
23	第3章 P31 (1)	「人権とは」末文 「自分の権利のみならず他人の権利も深く理解することが大切」 この文章だと自分の権利と他人の権利は違うものであるかのようにもとれる。ここで使用する文言は「他人」ではなく「他者」のほうがよいと思われる。	以下の(案)に修正。 ～教育を受ける権利などの人権が自分にあるのと同じように、他者にもあることを深く理解することが大切です。	第3章 P20 1 10行目
24	第3章 P31 (1)	「人権行政とは」 「人権行政とは」としながら、その答えの文章が不十分ではないか。	1行目の後に、以下の(案)を追加。 「であるならば、行政におけるあらゆる業務は市民の権利を守るためのものであり、自治体業務そのものが人権行政だと言えます。」	第3章 P20 1 下から7行目
25	第4章 P34 (2)①	①「親しみやすさ」を重視した啓発 人権学習のイメージとして、「堅苦しい」「むずかしい」「自分には関係ない」と言われることがあります。 事業の実施にあたっては、人権映画会やポスターなどの作品募集や展示、市民の意向に沿ったテーマの講演など、親しみやすく、気軽に参加できるものを企画します。 現状に、様々な相談や講座アンケートなど市民のニーズを把握し、企画を立てていく必要性を明記する必要がある。「親しみやすく、気軽に」が強調されれば、いわゆる「受けがよい」内容だけになってしまう可能性がある。	以下の(案)に修正。 … 事業の実施にあたっては、人権映画会やポスターなどの作品募集や展示など、親しみやすく、気軽に参加できるものを企画します。 講演会などの開催にあたっては、アンケート等により、市民の意向を踏まえたテーマで企画します。	第4章 P23 (2)① 5行目
26	第4章 P34 指標	市民人権意識の指標の矢印の意味が分からない。 目標とは、5年後なのか、10年後なのか。	矢印の表記を削除。現状と目標の間に「中間値」を追記。	第4章 P23 2 以降同様

NO	場所(資料1)	現状及び指摘	指摘者・事務局の修正(案)と方向性の(案)	場所(修正後)
27	第4章 P34 2	<b>「2. 相談体制の充実」</b> 「様々な困りごと」と括ってぼやけないか。人権侵害も困りごとでの中にまとまっているのか？人権侵害被害者への相談や支援はこの内容で伝わるか。	以下の(案)に修正。 <b>人権に関する様々な相談に対応する窓口の充実と連携を図ります。</b>	第4章 P23 2 2行目
28	第4章 P35 3 3行目	<b>「3. 多様なステークホルダーとの協働・連携の推進」</b> 一人ひとりの人権が尊重され、多様な人々が共生するまちづくりを推進するためにも、市民活動団体など地域の様々なステークホルダーとの協働・連携した取組を推進します。  方針ではなく計画なので、もう少し具体的に書く。でないと、p34 2の末2行分「また、専門機関や…」とどう違うのか、この項目を設けた意味がわからない。	以下の(案)に修正。 <b>地域団体や関係団体など様々なステークホルダーと連携・協働し、人権に関する情報の共有や市・教育委員会との共催事業の実施などの取組を推進します。</b>	第4章 P24 3 4行目
29	第5章 P36	<b>推進施策の表</b>  「公正採用選考の徹底」を入れたほうがよい。また、「公正採用選考の徹底」は、女性の人権、高齢者の人権、障害のある人の人権、被差別部落出身者の人権、外国籍の人の人権、様々なウイルスの感染者の人権、刑を終えて出所した人の人権、性的マイノリティの人権などにもそれぞれ入れる必要がある。	第5章「15 労働者をめぐる人権」において公正採用についての施策を、他の人権課題の複合的な関りも含め統一する。具体的な施策については毎年作成する実施計画に反映。  <b>公正採用選考の実現</b>	第5章 P61 15(3)
30	P36-75 第5章 (1)	意識調査結果として、同じ表と図があがっているので、図に統一する。	どちらかに統一。	第5章 P25-63 (1)
31	第5章 P36-75 すべての (2)	各人権課題に相談の内容を入れるべき。	各人権課題の(3)に以下の(案)を追加。  <b>・人権侵害を受けた人の尊厳を守るための相談支援に取り組みます。</b>	第5章 P25-63 すべての (3)
32	第5章 P36-75 すべての (3)	<b>「1)市民が取り組むこと」「2)事業所～が取り組むこと」</b>  プランは市がつくるものであるから、その姿勢で書くことが必要。市民等に押しつけるような印象を与えるのはよくない。市としての取組を示したうえで、市民主体の取組を支援するという書き方であればよい。見直しが必要。	第5章の構成を下記のとおりに変更。市、市民、団体等の取組により「めざすまちの姿」として記載する。  <b>(1)「岸和田市における現状」</b> <b>(2)「プラン推進によってめざすまちの姿」</b> <b>(3)「施策の方針」</b> <b>(4)「実施施策」</b>	第5章 P25-63
33	第5章 P39 1(2) 5つ目の●	<b>「被害者自身が安心、自由、自信を取り戻すための相談支援に取り組みます」</b>  前項と併記するとDV被害者のみを連想してしまう。ここでの「被害者」はもっと広い意味でとらえられるようにする。	以下の(案)に修正。  <b>人権侵害を受けた人や社会にあるジェンダー意識の抑圧からしんどさを抱えている人が安心、自由、自信など尊厳を取り戻すための相談支援に取り組みます</b>	第5章 P29 1(3) 5つ目の●
34	第5章 P39 1(2) 指標	指標の矢印が逆になっている。  <b>≪指標≫4番目の矢印</b>	No.26参照。	-
35	第5章 P41 2(1)	子どもに関する調査結果を追加してはどうか。意識調査の問3の⑥「教師の体罰」、問19の④「いじめ」、⑥「低収入家庭の子どもの大学進学」	該当の調査結果を追加。	第5章 P31-32 2(1)

NO	場所(資料1)	現状及び指摘	指摘者・事務局の修正(案)と方向性の(案)	場所(修正後)
36	第5章 P42 2(2) 1つ目の●	子どもだから、という理由で自分らしく生きる権利を侵害されない社会づくりのために、子どもが権利の主体であることへの理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。  表現の修正を。	以下の(案)に修正。  一人ひとりの子どもが自分が持つ権利を理解し、自らを権利の行使主体であるとの自覚をもつとともに、自尊感情を育めるよう、教育・啓発に取り組めます。	第5章 P32 2(3) 1つ目の●
37	第5章 P42 2(3)1) 3つ目の●	・しつけや指導・教育として行ないかなる体罰も、虐待であるという認識を高め、子どもの虐待防止に取り組めます。  現状のままでは、市民から反発がある。保護者を追い詰めてしまいかねない。最終目標の考え方として見据え、そのために啓発や、体罰を伴わない子育てについて課題を整理していく、という進め方であるべき。	構成変更のため、項目を削除。	—
38	P42 2(3)2) 6つ目の●	誤字あり。 協働・連連した取組→協働・連携した取組		
39	第5章 P41-44 2	子どもの社会参加を示す箇所が必要。	(3) 施策の方針の3つ目の項目として以下の(案)を追記する。 具体的な施策については、毎年作成する実施計画に反映。 ●多様な人との交流や様々な体験ができる機会を確保するなど、子どもの社会参加の促進に取り組めます。	第5章 P32 2(3) 3つ目の●
40	第5章 P45 3(1)グラフ	<b>市民意識調査結果のグラフ</b>  意識調査報告書の表に差し替える必要がある。70歳以上で高齢者が持つ当然の権利を認めていない人が多いことを指摘する。	該当する表に差替。	第5章 P35 3(1) 表
41	第5章 P46 3(2) 1つ目の●	高齢だから、という理由で自分らしく生きる権利を侵害されない社会づくりのために、高齢者の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。  「理解を促し、行動につなげる」とあるが、誰の理解、誰の行動なのか、不明確。	以下の(案)に修正。  ～高齢者の人権について市民に理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。	第5章 P36 3(3) 1つ目の●
42	第5章 P48-51 4	単に相談窓口を設ければいいということではなく、手話通訳のサポートや様々な配慮をしていかないと、相談窓口があるだけでは意味がないということになりかねない。日本語が通じない、手話言語でないと通じないとか、様々なバリアがあるということをまず認識して、それに対応できるような相談窓口やサポート体制を取っていかないといけないということを入れ込んでいく。	(3) 施策の方針の2つ目、4つ目、6つ目、9つ目の項目に該当。 (4) 実施施策の該当事業について、具体的な施策は毎年作成する実施計画に反映。	第5章 P40 4(3)
43	第5章 P49 4(1) グラフ	6つの図のうち、下の中央の図の「意見」が左の図と同じになっている。	下の中央の図の「意見」を下記のとおり修正。 <b>障害のある人とない人が生活のあらゆる場面で、互いに分かり合おうとすることで、共に生きる社会づくりが進んでいく</b>	第5章 P39 4(1)

NO	場所(資料1)	現状及び指摘	指摘者・事務局の修正(案)と方向性の(案)	場所(修正後)
44	第5章 P49 4(1) グラフ	6つの図のうち、下の両端の図の数値がP48の表の数値と違っている。	No.30参照。	第5章 P39 4(1)
45	第5章 P49 4(2) 1つ目の●	障害があるから、という理由で自分らしく生きる権利を侵害されない社会づくりのために、障害者の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。 「障害」を除いて、高齢者とまったく同じ文章になっているので、少し変えたほうがよい。	以下の(案)に修正。 障害の有無による分け隔てのない、人格と個性が尊重される社会づくりのために、障害のある人の人権について市民に理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。	第5章 P40 4(3) 1つ目の●
46	第5章 P49 4(2) 10つ目の●	障害がある人の実習受入を継続実施し、障害の理解促進と就労支援に努めます。 「障害の理解促進」が誰の理解を促進するのか、よくわからない。	以下の(案)に修正。 ・障害がある人の就労支援に努めるとともに、関わる職員の学びの機会として、実習の受入に取り組みます。	第5章 P40 4(3) 10つ目の●
47	第5章 P52-57 5	同和地区が岸和田市に存在しないと言っても、出身者の人たちが市にいないとは限らない。部落問題というのは、差別のところばかり見ても進展しない。部落文化とか、そういう視点から部落問題のもと、何が原因になっているのか、市民の人たちに何が原因なのかというような問いかけや、立ち止まって考えてもらえるようなことも必要。 部落問題のところの啓発での語り方に工夫が必要。	部落問題の啓発の仕方に工夫が必要。 具体的な施策については、毎年作成する実施計画に反映。	—
48	第5章 P52 5(1) 取組の概要	《市の取組の概要》に文章を追加しては。	2つ目の●として以下の(案)を追加。 ・「市民意識調査の結果によると、この5年間に、「同和地区の人(子ども)とは、付き合いは(遊んでは)いけない」「同和地区の人とは、結婚してはいけない」「同和地区の人はこわい」「同和地区の人は無理難題を言う」「同和地区は治安が悪い」「住宅を購入する際、同和地区内の物件を避けた方がいい」といった、部落問題に関する差別的な内容の発言を直接聞いたという人が30.2%にのぼっています。」	第5章 P42 5(1) 取組の概要 2つ目の●
49	第5章 P52 5(1) 2つ目の●	・岸和田市内においても、過去に差別落書きが発生しています。 差別事象だけでなく差別発言もあったのでは。	以下の(案)に修正。 ・岸和田市内においても、これまでに差別事象が発生しています。また、市民意識調査からもわかるとおり、差別意識はいまも存在しています。	第5章 P42 5(1) 取組の概要 3つ目の●
50	第5章 P52 5(1) 3つ目の●	「同和問題は、自分には(岸和田市には)関係のない話」にはなりません。同和問題を自分ごととして捉え、「正しく理解する人」を増やし、差別や偏見をなくすための啓発や教育を続けています。 補足が必要。	以下の(案)に修正。 「同和問題は、自分には(岸和田市には)関係のない話」にはなりません。私たち一人ひとりもこの問題の当事者としての認識にたち、同和問題を自分ごととして捉え、「正しく理解する人」を増やし、...	第5章 P42 5(1) 取組の概要 4つ目の●
51	第5章 P52 5(1) グラフ	2つの図を削除。	削除。	—
52	第5章 P52 5(1)	市民意識調査で「あなたはこの5年間で次のようなことを直接聞いたことがありますか」という問がある。部落問題が身近な問題となっていることを示す結果となっている。プランに挙げておくべき。	該当グラフを追加。	第5章 P42 5(1) グラフ

NO	場所(資料1)	現状及び指摘	指摘者・事務局の修正(案)と方向性の(案)	場所(修正後)
53	第5章 P52 (1)末表	「同和地区の結婚相手との結婚を家族から反対されている親戚から相談を受けたときの態度」に「肯定的」と「否定的」とあるが、これだけを見ていると、親戚が反対していることに対して肯定的というふうに読み解いてしまう。結婚そのものに対して肯定的ということだと思いが、逆に捉えてしまう。	以下の注釈(案)を追記。 ※「同和地区出身者との結婚を家族から反対されている親戚から相談を受けたときの態度」について、「反対する家族を説得するなど、力になってあげようと言う」と「迷うことはない、自分の意思を貫いて結婚しなさいと言う」の合計値を「肯定的対応」、「慎重に考えなさいと言う」と「あきらめるように言う」の合計値を「否定的対応」として表記しています。	第5章 P43 5(1)
54	第5章 P53 (2) 1つ目の●	・学校や地域、職場において、同和問題への正しい知識と理解を深め、行動につなげるための教育と啓発を進めます。  ほかの人権問題に比べて見えにくい差別だからこそ、当事者に、地域に学ぶ、交流の必要性を入れてはどうか。教育や啓発、施策がリアリティを持つことが求められる。	以下の(案)に修正。 具体的な施策については実施計画に反映。  ・学校や地域、職場において、当事者や地域との交流の機会を設けるなど、同和問題への正しい知識と理解を深め、行動につなげるための教育と啓発を進めます。	第5章 P42 5(3) 1つ目の●
55	第5章 P53 5(2)指標	「同和問題(部落差別)の解決に向けて、自分も何らかの努力をする」  2つ目の指標を削除。	削除。	—
56	第5章 P53 5(2)指標	同和問題に関する発言をうけたときに感じたことととった行動についての指標を追記しては。	指標を追加。	第5章 P44 5(3) 指標
57	第5章 P53 (3)1)	部落差別解消推進法に対応していくための取組を追記すべき。	構成変更のため、項目を削除。	—
58	第5章 P53 (3)2) 2つ目の●	啓発の必要を追記すべき。	構成変更のため、項目を削除。	—
59	第5章 P54 (3)3)	「差別事象への対応」を追加すべき。	推進施策「部落差別の解消の推進に関する法律の周知と必要な施策の推進」に個別事業として追記。所管課は「全課」とする。	第5章 P44 5(4) 施策No122
60	第5章 P54 (3)3)	「相談事業の推進」を追加すべき。	推進施策「部落差別の解消の推進に関する法律の周知と必要な施策の推進」に個別事業として追記。所管課は「人権・男女共同参画課」とする。	第5章 P44 5(4) 施策No124
61	第5章 P55 6(1) 取組の概要 2つ目の●	外国人会員対象の「日本語サロン」の運営や日常生活の通訳サポートをする「岸和田市国際親善協会」の支援をしています。  「外国人会員」の会員の意味がわからない。	以下の(案)に修正。  外国人対象の…	第5章 P45 6(1) 取組の概要 2つ目の●
62	第5章 P56 6(2)	部落差別での内容と同様に、法律に地方公共団体の役割が書かれているものは入れていくべき。	以下の(案)を追記。 ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の周知を図り、法に基づき必要な施策を推進します。	第5章 P45 6(3) 2つ目の●
63	第5章 P57 6(2) 指標	4つ目の指標。 「ヘイトスピーチは許されない」と思う  誤解を与える書き方になっている。注釈を入れるか、指標を外すか修正が必要。	該当の指標を削除。	—

NO	場所(資料1)	現状及び指摘	指摘者・事務局の修正(案)と方向性の(案)	場所(修正後)
64	第5章 P57 6(3)2)	事業所に関する記載が抜けているので追記。実施施策の表と整合性を合わせる。	構成変更のため、項目を削除。	—
65	第5章 P57 6(3)	「基本方針が示す項目」にNo.62の追記に対応して追記する。	以下の(案)を追加。 ・日本で生活する外国籍住民への差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実	第5章 P47 6(4) 方針が示す項目 2つ目の●
66	第5章 P57 6(3)3)	推進施策「多文化共生教育の推進」について、子どもについての記載はあるが、成人した人の日本語教育の保障をどのように考えているか、ここには記載がない。生涯学習の分野が出てこないのが気になる。	推進施策「日本語教育やニューカマーの人権及び～」以下の個別事業「関係団体の活動支援」を以下の(案)に修正。 <b>「関係団体の活動及び日本語指導等の支援」</b> 担当課:文化国際課	第5章 P47 6(4) 施策No145
67	第5章 P57 6(3)3)	推進施策「本邦外出身者に対する～」の個別事業に分類として③相談を追加する。	該当する個別事業の分類に③を追記。 <b>「インターネット上の差別的な書込への対応」</b> <b>「事業所における差別解消などの取組の支援」</b> <b>「国や大阪府との連携による施策の推進」</b>	第5章 P47 6(4) 施策No 138-140
68	第5章 P58 7(1) 取組の概要 2つ目の●	新型コロナウイルスの感染拡大と同時に、社会では、感染者やその家族、医療従事者などへの偏見や差別、排除という事態が発生していますが、人権相談における相談事案は数件です。  意味が取りにくい文章となっている。 表現の修正を。	以下の(案)に修正。  事態が発生しています。こうした事態をなくしていくための教育・啓発を進めます。	第5章 P48 7(1) 取組の概要 2つ目の●
69	第5章 P64 11(1) グラフ	3番目と4番目の表と図の数値が違っている。	No.30参照。	第5章 P52 11(1) グラフ
70	第5章 P69-70 14(1) グラフ	4番目の表と図の数値が違っている。	No.30参照。	第5章 P52 11(1) グラフ
71	第5章 P74 16(1) 取組の概要	「〇〇の家族の会」活動などへの支援をしています。  実際に支援している活動をあげる。	以下の(案)に修正。 <b>当事者の家族の会の運営を助成しています。</b>	第5章 P62 16(1) 取組の概要
72	第6章 P76 1(2)	① 岸和田市人権施策推進本部 本プランに基づく人権施策を総合的に推進するための仕組みづくり、プランの進捗を管理します。また、各部署における職員の人権意識の強化を進め、行政が担うすべての施策に人権の視点を盛り込み、各施策の充実に努めます。 ② 岸和田市人権施策推進本部実務者会議 各部署に実務者を設置し、関係課との連携による重層的な取組を進めるほか、各課におけるプラン推進をリードする人材養成を進めます。  ①②ともに数値を書く必要があるのでは。招集の際の根拠になる。定期的に、でもよい。	以下の(案)に修正。 ① 本プランに基づく人権施策を総合的に推進するため各部署の責任者で構成する「岸和田市人権施策推進本部」を定期的に開催し、プランの進捗を管理します。 ② 各部署に実務者を設置し、 <b>実務者会議を定期的に開催することで、関係課との連携による重層的な取組を進めます。また、各課におけるプラン推進をリードする人材養成を進めます。</b>	第6章 P64 1(2)



NO	場所(資料1)	現状及び指摘	指摘者・事務局の修正(案)と方向性の(案)	場所(修正後)
73	第6章 P76 1(3) 取組の概要	～定期的な市民意識調査の実施により、施策の効果を図り、今後の施策を検討する資料とします。  表現の修正を。	以下の(案)に修正。  ～定期的な市民意識調査の実施により、これまでの施策の効果を図り、これからの施策を検討する資料とします。	第6章 P64 1(3)
74	第6章 P76 1(4)	人権問題に取り組む様々な団体や機関との協働による人権啓発事業の実施など、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を推進します。  啓発だけでなく、相談支援も書く。	以下の(案)に修正。 人権問題に取り組む様々な団体や機関との協働による人権啓発事業や相談支援の実施など、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を推進します。	第6章 P64 1(4)
75	第6章 P76 1(6)	岸和田市人権尊重のまちづくり条例に基づき設置されている「岸和田市人権尊重のまちづくり審議会」を定期的に開催し、プランの進捗状況や人権施策全般について審議いただきます。  官民協働で一緒に課題に取り組む場であることを強調すべき。	以下の(案)に修正。 「岸和田市人権尊重のまちづくり審議会」を定期的に開催し、プランの進捗状況や人権施策全般について市民、関係団体及び学識者の協働により審議いただきます。	第6章 P64 1(6)
76	第6章 P77 2(2)	①②③について。①②と③と意味合いが違うものが一緒に入っているため整理を。①②は中間見直し、改訂の際に実施、③は毎年実施するものになるなら、下記のPDCAとの整合性が取れないのではないかと。 また、p364各課が実施する調査、評価軸のアップデートできるようにすべき。	PDCAサイクルの図を以下の(案)に修正。 図表を「単年度」及び「改訂年度」の両方の意味合いで捉えられるように記載する。 「Plan(計画)」 ①毎年作成する実施計画の作成 ②人権施策推進プランの見直し ③人権施策推進プランの改訂 「Action(改善・反映)」 ①課題の把握 ②施策実施手法の改善 ③毎年作成する実施計画の見直し  他課が実施する調査についても毎年見直しを行う実施計画で把握する。	第6章 P65 2(2) 図
77	資料2-3 追記案 (1)(2)	市民に「こうしなさい」と言っているように感じてしまうところがある。 プランは、市はどのような姿勢で臨むのかということを示すことが基本。市民はこうしなさいと受け取られるようなものは、決して好ましくない。市民の皆さんが主体という書き方で出しているものなのか。	追記せず、第6章1.(3)を以下の(案)に修正。 <b>(3) 市民活動の支援と意見の把握</b> 人権はすべての人にかかわるものであり、人権確立に向けての市民活動を大切に、その支援にあたります。また、人権問題に関する学習の機会の提供をつうじて、市民の意見を受け止め、施策への反映に努めます。 さらに、定期的な市民意識調査の実施により、これまでの施策の効果を図り、これからの施策を検討する資料とします。	第6章 P64 1(3)
78	評価について	定数、定性評価の組み合わせを考える。 評価の目的は、めざすべき方向に状態がどう変わったのかをはかること。やることとはかる評価にならないように注意が必要。	定数評価としては、本プランの指標及び今後作成する個別の実施計画において数値により評価を行う。 定性評価としては、第5章(2)「プラン推進によってめざすまちの姿」において目標の設定を行う。	-

NO	場所(資料1)	現状及び指摘	指摘者・事務局の修正(案)と方向性の(案)	場所(修正後)
79	全体を通して	生涯教育というか、学習が出てこない。啓発にしろ学習にしろ、社会参加の促進においても、高齢者あるいは障害のある人、ない人の活躍についても。全体に成人の学習や啓発で重要な役割を果たす生涯学習課や公民館の担当があまり見受けられない。	第5章 人権全般に関わる施策 共通課題②「人権課題への理解を促し、行動につなげるための教育と啓発」の推進施策 「人権課題に関する学習機会の提供」の担当課を以下の(案)のとおり修正。 <b>人権・男女共同参画課</b> <b>生涯学習課</b> <b>関係各課</b>  下記の(案)を追記。 <b>※人権相談については人権・男女共同参画課が対応</b>	第5章 P25 施策No3
80	全体を通して	害という漢字は人権侵害を思い浮かべてしまう。共に生きる社会を目指すにあたって、言葉の表現方法も変えていく必要を感じる。『障害者』から『障がい者』への書き換えを提案します。	固有名詞等の使用を除き本市では、法律等で用いられている表記に合わせ「障害」の文字を使用している。	-
81	全体を通して	「障害者」と「障害のある人」が混在しています。統一したほうがいいのでは	固有名詞を除き、「障害のある人」に統一。	-
82	全体を通して	「ステークホルダー」は、もともと、かけ事や企業の用語であり、利害関係者を意味する。これよりよい言葉はないのか。	「利害関係者」に統一。 <b>未反映</b>	-
83	全体を通して	カタカナが多い。日常よく使われるものは差支えないが、解説をつけるにしても、普通の言葉に置き換えの効くものは、そのようにした方がよい。	適宜表現を修正。	-
84	全体を通して	団体アンケートを資料編に掲載してはどうか。	印刷ページと他の掲載資料との兼合いで判断します。	-